

議第
十九号

栃木県議会議規則の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、栃木県議会議規則第十五条第一項の規定により提出します。

平成三十一年三月十一日

提出者 栃木県議会議員 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

三森文徳 鹿田清 齋藤剛郎 増山敬之 関谷暢之 塩田ひとし 中屋大 増山恒夫 高橋文吉 横松盛人 齊藤孝明 相馬憲一 高橋文吉

改正後	改正前
(参考) 第一条 議員は、開議定刻前に議事堂に召集し、その旨を議長に通告しなければならない。 2 略	(参考) 第一条 議員は、招集日に開議定刻前に議事堂に召集し、その旨を議長に通告しなければならない。 2 略
(参考) 第二条 削除	(参考) 第二条 削除
(議席) 第五条 略 3 議長は、必要があると認めるときは、議席を変更することができる。 4 略	(議席) 第五条 略 3 議長は、必要があると認めるときは、議席を変更することができる。 4 略

改正後	改正前
(参考) 第一条 議員は、招集日に開議定刻前に議事堂に召集し、その旨を議長に通告しなければならない。 2 略	(参考) 第一条 議員は、招集日に開議定刻前に議事堂に召集し、その旨を議長に通告しなければならない。 2 略
(通告の方法) 第二十条 略 3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて議席を変更することができる。 4 略	(通告の方法) 第二十条 略 3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて議席を変更することができる。 4 略

改正後	改正前
(参考) 第二十六条 削除	(参考) 第二十六条 削除
(不在議員) 第二十七条 投票による選挙を行うときは、議長は、選挙に加わることができない。	(不在議員) 第二十七条 投票による選挙を行うときは、議長は、選挙に加わることができない。

改正後	改正前
(議場の出入口閉鎖) 第二十七条 投票による選挙を行うときは、議長は、選挙に加わることができない。	(議場の出入口閉鎖) 第二十七条 投票による選挙を行うときは、議長は、選挙に加わることができない。
(議場の出入口閉鎖) 第二十九条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票する。	(議場の出入口閉鎖) 第二十九条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

<p>(発言の取消)</p> <p>第六十二条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て、自己の発言を取り消すことができる。 議員は、前項の規定により自己の発言を取り消す、又は訂正しようとするときは、当該発言の後できるだけ速やかに、議長にその旨を申し出なければならぬ。</p> <p>(起立等による表決)</p> <p>第八十条 議長が表決を探らうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果の宣告をする。</p> <p>2 議長が起立者の多少を認定したいとき、又は議長の宣告に対し出席議員五人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を探らなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第八十三条 記名投票又は無記名投票を行なう場合には、第二十七条(議場の出入口閉鎖)、第二十八条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第二十九条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第三十一条(開票及び投票の効力)、第三十二条(選挙結果の報告)第一項、第三十三条(選挙に関する疑義)及び第三十四条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第八十七条 略</p> <p>2 請願書の提出は、平穏になされなければならぬい。</p> <p>(請願の紹介の取消し)</p> <p>第八十七条の二 議員が請願の紹介を取り消すときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならぬ。ただし、会議の議題となる前ににおいては、議長の許可を得なければならない。</p> <p>2 前項の許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならない。</p>	<p>(発言の取消)</p> <p>第六十二条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て、自己の発言を取り消すことができる。 議員は、前項の規定により自己の発言を取り消す、又は訂正しようとするときは、当該発言の後できるだけ速やかに、議長にその旨を申し出なければならぬ。</p> <p>(起立等による表決)</p> <p>第八十条 議長が表決を探らうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果の宣告をする。</p> <p>2 議長が起立者の多少を認定したいとき、又は議長の宣告に対し出席議員五人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を探らなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第八十三条 記名投票又は無記名投票を行なう場合には、第二十七条(議場の出入口閉鎖)、第二十八条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第二十九条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第三十一条(開票及び投票の効力)、第三十二条(選挙結果の報告)第一項、第三十三条(選挙に関する疑義)及び第三十四条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第八十七条 略</p> <p>2 請願書の提出は、平穏になされなければならぬい。</p> <p>(請願の紹介の取消し)</p> <p>第八十七条の二 議員が請願の紹介を取り消すときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならぬ。ただし、会議の議題となる前ににおいては、議長の許可を得なければならない。</p> <p>2 前項の許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならない。</p>
--	--

第九十一条 委員会は、請願について審査の結果を
次の区分により 議長に報告しなければならない。

一・二 略

2| 委員会は、必要があると認めるときは、請願の
審査結果に意見を付けることができる。

3| 略

(議長及び副議長の辞職)

第九十五条 略

2 前項の辞表の提出があつたときは、その旨議会に報告し、討論を用いないで会議に詔つて、その許否を決める。

(資格決定の要求)

第九十七条 法第二百二十七条第一項の規定により議員の被選挙権の有無又は法第九十二条の二の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めるよ

うとする議員は、その理由を記載した要求書を証拠書類とともに議長に提出しなければならない。

(資格決定の要求)

第九十七条 法第二百二十七条第一項の規定により議員の被選挙権の有無又は法第九十二条の二の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めるよ

うとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに議長に提出しなければならぬ。

(資格決定の要求)

第九十七条 法第二百二十七条第一項の規定により議員の被選挙権の有無又は法第九十二条の二の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めるよ

うとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに議長に提出しなければならぬ。

(議長の秩序保持権)

第一百六条 法又はこの規則に定めるもののほか、規

律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に詔つて決める。

(議長の秩序保持権)

第一百六条 法又はこの規則に定めるもののほか、規

律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長

は、必要があると認めるときは、討論を用いない

で会議に詔つて決める。

(会議規則の疑義)

第一百二十条 この規則の施行に関し疑義が生じたときは、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議に詔つて決める。

(会議規則の疑義)

第一百二十条 この規則の施行に関し疑義が生じたときは、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議に詔つて決める。

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則